

まいさぼの自立支援・就労支援にご協力ください。

～地域や事業所の「支え手」となれる人が大勢います～

就労が上手くいかず、自信を無くし孤独を感じている人がいますが、みんなで支援することで、そのような人が皆様の事業所や身近な地域の「支え手」になる例も数多くあります。

皆様の事業所でも「生活困窮者自立支援制度」を活用し、多様な就労の場や社会参加の場づくりなどに取り組んでみませんか？

貴事業所でも取り組んでみませんか？

認定就労訓練事業【いわゆる中間的就労】

長野県又は長野市から認定*を受けた事業者（社会福祉法人、NPO法人、営利企業等）が、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その人の状況に応じた働き方を提供しながら、人材として育てていく事業です。

支援付雇用 〈雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態〉

- ・時間を短くして受け入れる
- ・その人にあった軽作業などの仕事を作る
- ・清掃専門で勤務し、他職員の負担を軽減

非雇用型 〈雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する形態〉

- ・事業主の指揮命令を受けない作業・活動
- ・作業を体験してみる

※認定は事業所ごとに行います。事業所の経営地が長野市内にある場合は長野市に、長野市以外にある場合は県に申請します。詳細は、県地域福祉課へお問い合わせください。

就労に向けた
支援のイメージ

一般就労

就労訓練
事業

“まいさぼ”や
ハローワーク
による就労支援

社会参加

日常生活
自立

就労準備支援事業

- 生活自立支援
電話や自宅訪問で、起床や定時通所を促進
- 社会的自立支援
ボランティア体験、地域のお茶飲みサロン等への参加等
- 就労自立支援
一般就労に向けた技法や知識の習得を支援
職業訓練、職場体験、模擬面接指導等

ボランティア体験・職場体験の提供等にご協力ください。

〈受託団体〉

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

相談事業部 自立支援グループ

電話 026-226-2035
FAX 026-291-5180

長野県

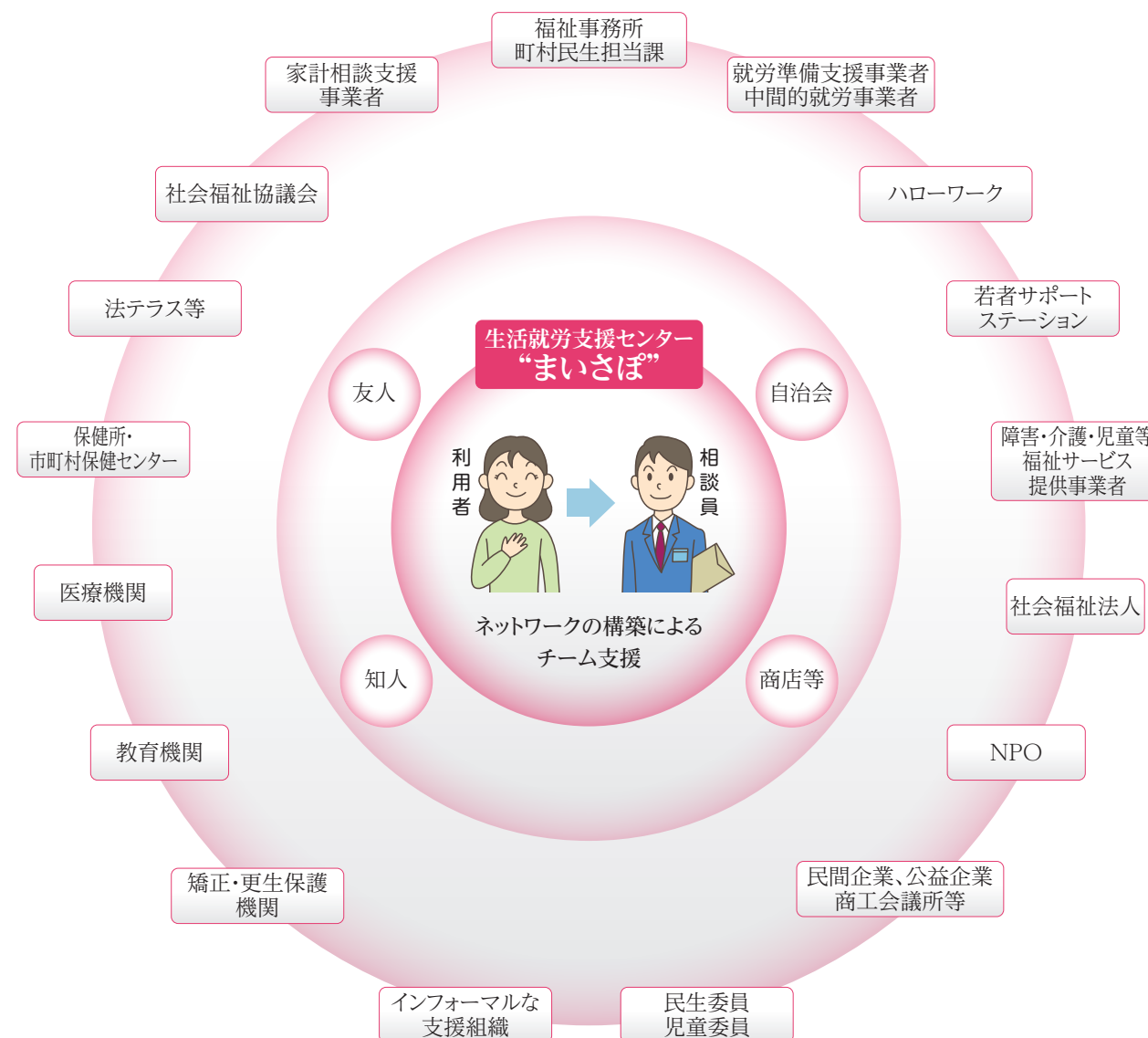
健康福祉部 地域福祉課

電話 026-235-7094
FAX 026-235-7172

平成27年4月

生活困窮者自立支援制度 がスタートします。

誰もが安心した生活を送るために
新しい支援の輪を、身近な地域で
作っていきましょう！

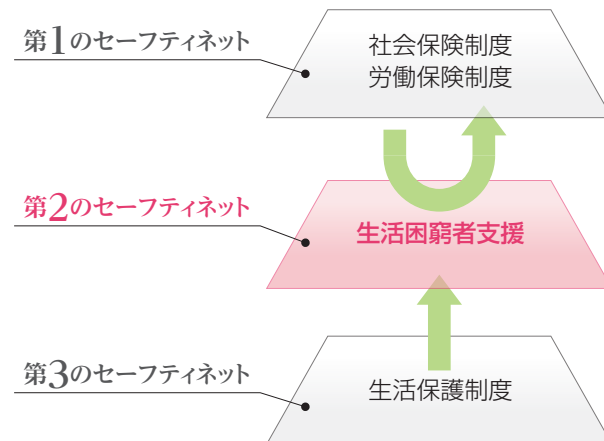


長野県

平成27年4月、 生活困窮者自立支援法がスタート。

これまで社会保険や労働保険が「第1のセーフティネット」として、また、万が一のときに、最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として安心を提供してきました。

しかし、近年の雇用や社会状況の変化から、それだけでは安心した生活を支えられなくなってきており、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の充実を図ることになり、生活困窮者自立支援法が創設されました。



生活困窮者自立支援法が目指すもの

この制度が目指す目標は2つあります。
「自立と尊厳の確保」と「支援を通じた地域づくり」です。

◎自立と尊厳の確保

- 「自己決定」「自己選択」を基本に、その人らしい自立を支援
- 自分の居場所や役割を発見し、人との「つながり」を実感できるような支援

◎支援を通じた地域づくり

- 「出口」としての働く場や社会参加の場をつくる
- 支える、支えられるという一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域をつくる

長野県における生活困窮者支援

県では、平成23年度から「パーソナル・サポート・モデル事業」を実施し、様々な問題を抱えて困窮している方に対して全国に先駆けてワンストップ型の相談支援に取り組んできました。

法施行後もこれまでの成果を活かして生活困窮者支援に取り組みます。

平成23～
25年度

県内4拠点で相談事業を実施。

平成26年度

県内6拠点の生活就労支援センター“まいさぼ”で、6市と共同して自立相談支援モデル事業を実施。

平成27年度

県(町村部)と19市が、“まいさぼ”を拠点に、自立相談支援事業を実施。
県は町村部に“まいさぼ出張相談所”を設置。
また、就労準備支援事業など任意事業も開始。

“まいさぼ”では、 様々な資源を活用しながら支援します。

